

社会福祉法人武雄市社会福祉協議会 評議員の費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人武雄市社会福祉協議会の定款第22条の規定に基づき、評議員の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 評議員が、評議員会に出席したときは、費用弁償として日額2,500円を支給する。

(旅費)

第3条 評議員が、業務のための旅行で受ける旅費等は、武雄市特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(社会福祉法人武雄市社会福祉協議会役員及び評議員の費用弁償等に関する支給規程の廃止)

2 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会役員及び評議員の費用弁償等に関する支給規程（平成25年4月1日）は廃止する。